

指定校変更制度について

学校再編計画に係る本郷小学校と(仮称)本郷地区新小学校の通学区域について、地域社会が形成されてきた経緯・住民感情に配慮し、また、教育環境の適正化を考慮し、指定校変更制度の適用を検討します。

◎指定校変更制度とは

学校教育法施行令第5条により、町教育委員会は、就学予定者が就学すべき学校を指定することとされています。また、同施行令第8条によりこの指定された就学校について、保護者からの申立があり、町教育委員会が相当と認めるときには、町内の他の学校に変更することができることとされており、各市町村がその許可基準を定めています。

現在、阿見町の許可基準としては、主に、地理的条件により通学困難な場合や、学期途中での住所変更がある場合、家庭環境・学校生活等で特別な配慮が必要な場合などに、個別相談を経て、期間を設定して指定校の変更を認めております。

この、指定校変更制度の許可基準を弾力的に運用し、学校再編に係る通学区域に適用することを検討します。

指定校変更制度適用の検討について

指定校変更制度を適用するにあたり、これまでの検討委員会での議論を踏まえると、複数の許可条件案が考えられます。

その想定される許可条件案について、次ページより提示します。この許可条件案については、たたき台として提示するものです。

案A～案Eまで、それぞれ性格の違う条件案となりますので、一括して採否を決めることは考えておりません。それぞれの案に対して、その妥当性や、内容を通学区域案と併せてご検討いただき、最終的な許可条件を導き出していただくための資料としてお読み取りください。

◎検討案を作成するにあたってのポイント

本郷小学校地区においては、平成の始まり頃から新小学校用地が確保されており、それを前提に住民が定住し地域社会が形成されてきた経緯がある。

そのような経緯と住民感情に配慮し、可能な限り児童・保護者の希望に沿うような通学区域・指定校変更制度の適用を検討する。

一方で、新小学校の開校後には、市街化区域を中心に更に児童数が増加することが見込まれるため、際限なく希望を認めることになると、教育環境の悪化を招くことが想定されるため、一定の許可条件を付与する必要がある。

学校再編に伴う指定校変更許可基準案A

◎学校再編計画における急激な環境変化が与える児童への影響や、保護者の負担増加等の配慮として。

対象地区	案A
新小学校 通学区	<ul style="list-style-type: none">・学校を分離するにあたり、保護者が本郷小学校への通学を希望する場合は、その申請を認める。・兄・姉が本郷小学校に通学、あるいは卒業していて、その弟・妹が同じように本郷小学校への通学を希望する場合も、その申請を認める。

現時点の推計では、分離後の本郷小学校の受け入れ可能児童数に比較的余裕があるため、在校生が誇りや愛着を持って引き続き本郷小学校への通学を希望する場合を尊重し、また、新設校への分離に対するPTA組織の新設や体操着等の購入といった保護者の負担に配慮し、在校生及びその弟妹が本郷小学校への通学を希望する場合に指定校変更制度を適用することを検討する。

学校再編に伴う指定校変更許可基準案B

◎これまでに地域社会が形成されてきた経緯・住民感情への配慮として。

対象地区	案B
本郷 (三丁目)	<ul style="list-style-type: none">・地域が形成されてきた経緯と、その住民感情に配慮して、<u>現在居住している児童及び保護者が希望する場合の指定校変更を、可能な限り認める。</u>・ただし、両校が教育環境を形成するにあたり許容できる範囲に限る。 ※新小学校が過大規模校にならない人数（概ね学年175人以下）、かつ、本郷小学校が小規模校にならない人数（概ね学年45人以上）の範囲・入学前（開校前）の申請により、その学年の希望者が多数となり前述の許容範囲を超える場合について、どのように対応するかあらかじめその方法を検討する必要がある。 ※対応方法の参考例：①抽選 ②通学距離 ③その学年の全ての申請を認めない など

第3回検討委員会までの議論により、荒川沖寺子線を基本とし、かつ、過大規模校を回避する考え方から通学区域の案を①-2、②-2、④-2に絞り込んで検討することになった。については、当該対象地区の委員及び地区住民による『本郷小学校に2学級以上を確保すること、定住の経緯から新小学校を希望する者に配慮すること』という意見・要望に配慮し、上記のとおり指定校変更を認めることを検討する。

学校再編に伴う指定校変更許可基準案C

◎これまでに地域社会が形成されてきた経緯・住民感情への配慮として。

対象地区	案C
本郷 (二丁目)	<ul style="list-style-type: none">・地域が形成されてきた経緯と、その住民感情に配慮して、<u>現在居住している児童及び保護者が希望する場合の指定校変更を、原則認める。</u>・将来において定住する世帯の児童の通学区域は本郷小学校とする。・この指定校変更制度を弾力的に適用しても、新小学校が過大規模校となる場合は、再度、適切な審議会を組織し、住民（保護者）と行政が一体となってその対応について検討する。・将来、地域の状況が変化し、指定校変更制度を適用しなくても望ましい教育環境を確保できることが明らかになった場合は、前述と同様に適切な審議会においてその見直しを検討する。

第3回検討委員会までに絞り込みを行った通学区域案において、今後、戸建住宅や集合住宅が建築され、定住人口が増加した場合は、近い将来に過大規模校となる可能性が高い。その場合は、現在居住している者も含めて、再度通学区域を見直すことや、仮設プレハブ校舎の増築等により教育環境が悪化することが懸念されるため、そのリスクを最小限に抑える通学区域案としては、案④-2が考えられる。その場合は、当該対象地区が形成されてきた経緯・住民感情に配慮し、上記のとおり指定校変更を認めることを検討する。

学校再編に伴う指定校変更許可基準案D

◎指定校変更許可基準案B・Cに係る許可条件について

許可条件（案）として

対象者	許可条件（案）の考え方
持家	<ul style="list-style-type: none">・基準日時点で不動産を取得済みであり、定住している世帯の児童及び未就学児を対象とする。・公平を期すため、不動産の取得方法は問わない（売買・区画整理による換地・相続・取引相手等）・該当する世帯については、未就学児や将来出生する子供についても対象とする。・通学区域の決定を待っている世帯に配慮し、基準日を平成29年8月31日とする。・基準日以降に不動産を取得しようとする世帯については、本郷小学校の通学区域であることを明確に説明する。・不動産（土地）を取得済みであり、現時点で定住はしていない世帯については、将来にその家族が戸建住宅を建築して定住した場合も対象とする。ただし、第三者に譲渡・売買があった場合や賃貸借の場合は認めない。
集合住宅	<ul style="list-style-type: none">・戸建住宅と比較すると、敷地面積あたりの世帯数・人口が多い。・現時点では、小学校入学前に転居することが多く、世帯あたりの児童数は比較的少ない。・新小学校の学区になると、それを目的とした転入や集合住宅の新築が進み、加速度的に児童数が増える可能性がある。・以上のことを考慮すると、下記の条件のいずれかを適用することが考えられる。<ul style="list-style-type: none">①持家と同条件を適用する。（不動産の取得以外）②分離前（平成29年度）の本郷小学校在校生に限り、持家と同条件を適用する。③持家と比較して転居が行いやすいため、指定校変更は認めない。

学校再編に伴う指定校変更許可基準案E

◎指定校変更許可の共通条件について

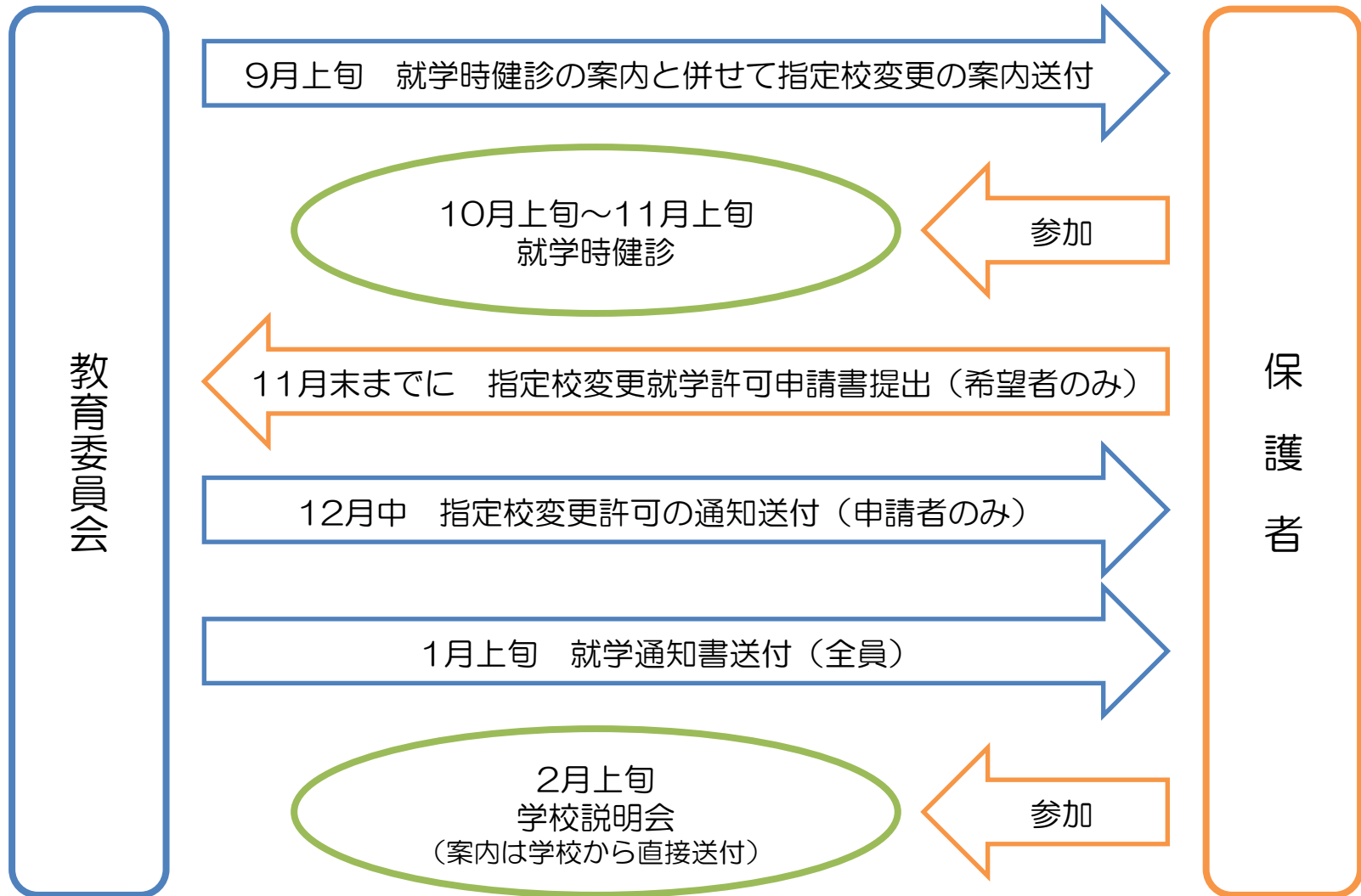
前述の許可条件は、主に地域社会が形成されてきた経緯・住民感情に配慮したものであるため、その運用について下記の共通条件を付与する。

- ・許可条件を満たし、指定校を変更する場合は、その許可条件を満たす日から児童が卒業するまでの間、継続して同住所に居住していること。許可条件に合致しなくなった場合は、その指定校変更の許可期間は直近の学期末までとする。

また、就学準備及び入学に関する諸手続きの都合により、申請の期間を下記のとおりとする。

- ・指定校の変更を希望する場合は、入学する前年の11月末までに申請をすること。また、入学後の指定校変更及び指定校変更の取り消しは、教育委員会が相当と認める特別な事情がある場合を除き、原則認めない。
- ・分離時点の本郷小学校在校生は、平成29年11月末までに申請すること。

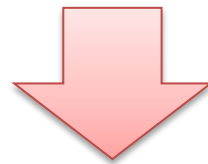
指定校変更受付の流れ（想定）



指定校変更制度の適用期間について

この学校再編計画に係る指定校変更制度については、期限を設けることなく、対象者がおり、学校施設が許容できる限り原則適用する。

ただし、社会情勢等の変化により当該制度の適用が不要と判断される場合や、人口の推移を原因とした教室不足・教育環境の悪化等が生じた場合において、学校再編計画や指定校変更制度の見直しを再度行う必要がある場合は、適切な審議会を組織し、審議の結論をもって行うこととする。



学校再編計画(通学区域)の見直しや指定校変更制度の変更・廃止が必要な場合は、再度『阿見町立学校再編検討委員会』に準ずる審議会を組織し、地域と行政が協議・検討して方針を定める。